

# 急発進防止装置設置費補助制度

## 1 目的

市内に居住する運転者の安全運転意識向上と交通事故を防止し、事故時の被害軽減を目的としてこの補助制度を開始しました。

## 2 補助対象者

次の①～③の要件をすべて満たす個人です。

- ①市内に住所を有している（住民登録をしている）全ての方
- ②非営利かつ自ら使用する目的で、補助対象自動車に販売取付け業者より、急発進防止装置を購入設置した方
- ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している方

## 3 要件・補助額

次の①～⑤の要件をすべて満たす自動車です。

- ① 申請者本人名義の車 ②以前に急発進防止装置設置費補助金を交付されていない車
- ③ 急発進防止装置設置が可能な車 ④交付を受けようとする年度内に、販売取付け業者より購入設置した車 ⑤美濃加茂市内で主に使用する車

※補助金の交付は、1人1回限りです。

※リース車やレンタル車は対象外です。

※装置設置日から2ヶ月以内で同一年度内に申請してください。

補助割合	補助額
補助対象経費に対して半額(※)	上限2万円

※1,000円未満は切り捨て

## 4 急発進防止装置の詳細

「3 要件・補助額」で記載した急発進防止装置は、次に示す機能を有する装置のことです。

急発進防止装置	自動車の停止時または徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際に急発進を抑制し、若しくはアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた場合に、ブレーキ操作が優先される機能を持つ装置
---------	---

## 5 申請書の提出

- ・申請書提出先 美濃加茂市防災安全課（装置設置日から**2ヶ月以内**に窓口で申請書類を提出してください）

※申請書は、市役所開庁日のみの受付になります。閉庁日は受付できませんので、ご注意ください。

また、郵送等による提出も受付できません。

市ホームページに申請書の様式を掲載しています。ご活用ください。

## 6 申請時に必要な書類

申請時に必要な書類は、次のものです。

- ①急発進防止装置設置費補助金交付申請書（指定様式）
- ②自動車検査証の写し
- ③販売取付け業者の領収書の写し
- ④急発進防止装置販売設置証明書（指定様式）
- ⑤自動車運転免許証の写し
- ⑥急発進防止装置設置費補助金請求書（指定様式）

※日付は記入しないでください

## 7 申請手続きの流れ

- (1) 急発進防止装置を本人名義の自動車に購入設置  
↓
- (2) 補助金交付申請書等必要書類を防災安全課へ提出  
↓
- (3) 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着  
↓
- (4) 補助金が指定口座に振り込まれます

## 8 補助制度の注意事項

- ・ 装置設置日が属する年度と同一年度の申請となりますので、年度をまたいだ申請はできません。
- ・ リース車やレンタル車は補助対象になりません。 ※ご注意ください
- ・ お乗りの車に急発進防止装置を取り付けることができるかどうかを装置販売店等でよく確認の上、購入してください。
- ・ 補助金を受けて設置した自動車を、装置設置日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

## 9 自動車販売店への依頼事項

- ・ 「補助金請求書」については、必ず日付を空欄にして防災安全課に提出いただきますようお願いいたします。
- ・ この内容を店舗内でご周知ください。すべての自動車販売店にご説明することが大変難しいため、本社、関連する自動車販売店等へも、広くご周知くださいますようお願いいたします。
- ・ 本補助制度は、市内に住民登録のある全ての方を対象としていますので、申請書の記入、申請書の提出等に関して、ご支援ご協力をお願いします。また、申請書等は、市ホームページや防災安全課窓口で受け取ることができますが、市役所へ来られない方、インターネットが利用できない環境の方も多いため、各店舗での申請書の配布についてもご協力くださいますようお願いいたします。
- ・ 販売取付け業者の方は、申請書の添付書類「急発進防止装置販売設置証明書」を記入してください。この書類は、補助対象かどうかを判定する重要な書類ですので、ご協力をお願いします。

## 10 問合せ

美濃加茂市総務部防災安全課交通防犯係

電話：0574-25-2111 FAX：0574-25-3917

郵便番号：505-8606 住所：美濃加茂市太田町3 4 3 1 - 1